

◎ 国土交通省令第四十三号

船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十一条第一項及び第百十九条の二の規定に基づき、船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十五日

国土交通大臣 金子 一義

船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令

船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「日本工業規格 N 九一〇三」を「日本工業規格 N 九一〇四」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(油に関する文書の備置き)

第二十四条の二船舶所有者は、油(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第一号に掲げる油をいう。)を運送する場合にあっては、当該油に関し次に掲げる事項が記載された文書を船内に備え置かなければならない。

- 一 名称
- 二 荷送人(他人に運送を委託しないで運送する場合にあっては、その者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号
- 三 危険性又は有害性の要約
- 四 成分及びその含有量
- 五 物理的及び化学的性質
- 六 安定性及び反応性
- 七 人体に及ぼす作用
- 八 取扱い上の注意
- 九 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 十 適用される法令
- 十一 その他参考となる事項

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に航海中である船舶については、当該航海が終了するまでは、この省令による改正後の船員労働安全衛生規則第二十四条の二の規定は、適用しない。